

四條畷市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の社会的孤立の解消、心身の健康の保持及び増進、要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を促進することを目的とし、高齢者や地域住民が交流できる通いの場を運営する団体に対し、予算の範囲内で補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、四條畷市補助金等交付規則(平成12年四條畷市規則第8号。以下「規則」という。)の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 四條畷市に居住する65歳以上の者をいう。
- (2) 補助対象事業 補助金の交付対象となる事業をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業は、次の各号全ての要件を満たしているものとする。

- (1) 介護予防に資する活動であること。
- (2) 四條畷市内で開設されるものであること。
- (3) 1回あたりの活動時間が概ね1時間以上であること。
- (4) 月1回以上、開催するものであること。
- (5) 高齢者の平均参加人数が概ね5人以上であること。

2 補助対象事業を行う者は、障がい者や子ども等の地域住民を柔軟に受け入れるよう努めなければならない。

3 利用料は原則無料とする。ただし、補助対象事業を行う者が当該事業の利用者に実費等の負担を求める場合は、事前に文書等で通知したうえで徴収するものとする。

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、次の各号いずれにも該当する団体とする。

- (1) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (2) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)を構成員に持つ団体等でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体等でないこと。
- (5) 補助対象事業に類似する事業で、他制度による補助金又は助成金を受けていないこと。

(補助の対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費は次のとおりとする。

- (1) 事務費（消耗品費、印刷製本費、修繕費又は郵便料）
- (2) 使用料及び賃借料（会場借上料等）
- (3) その他四條畷市長（以下「市長」という。）が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは対象経費としない。

- (1) 食事及び茶菓等の飲食費
- (2) 参加者用の原材料費
- (3) 備品購入費（事務用備品、電化製品等）
- (4) 支出内容が確認できないもの

（補助の期間）

第6条 補助対象事業に対する補助の期間は、単一の会計年度（以下「年度」という。）とする。

2 補助金の交付対象となる期間の開始月については、第9条の規定により交付決定した日の翌月又は市長の指定した日が属する月からとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は次の各号に定める補助金の上限額と実際に支出した補助対象経費の合計額を比較して、いずれか少ない額とする。

- (1) 開催頻度が概ね月1回以上であり、月2回未満の場合は、10,000円を上限とする。
- (2) 開催頻度が概ね月2回以上であり、週1回未満の場合は、20,000円を上限とする。
- (3) 開催頻度が概ね週1回以上の場合は、40,000円を上限とする。

2 前項に規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体の代表者は、四條畷市地域介護予防活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定の期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 四條畷市地域介護予防活動支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 四條畷市地域介護予防活動支援事業収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行う。

2 市長は、前項の交付決定に際し、交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定及び交付に当たって条件を付したときは、四條畷市地域介護予防活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助金の交付を申請したものに通知を行うものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、天災地変等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。ただし、交付決定事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消し、又は決定の内容若しくは条件を変更したときは、速やかにその旨を交付決定者に通知するものとする。

(事業の遂行)

第11条 交付決定者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件その他この要綱に従い事業を行わなければならない、補助金を他の目的に流用してはならない。

(事業計画の変更等)

第12条 交付決定者は、やむを得ない理由により次に掲げる事項を変更しようとするとき、又は交付決定事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに四條畷市地域介護予防活動支援事業計画(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出してその承認を得なければならない。

- (1) 事業の目的を変更するとき
- (2) 事業の実施主体を変更するとき
- (3) 事業の実施場所を変更するとき
- (4) その他市長において必要と認めるとき

(事業施行状況の報告)

第13条 交付決定者は、交付決定事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合及び市長が必要と認めた場合においては、事業施行状況報告書(様式第6号)を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、交付決定事業が完了したとき(交付決定事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、四條畷市地域介護予防活動支援事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、遅延なく市長に提出しなければならない。

- (1) 四條畷市地域介護予防活動支援事業活動報告書(様式第7号添付1)
- (2) 四條畷市地域介護予防活動支援事業収支決算書(様式第3号)

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条第1項各号の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定して当該交付決定者に対し、四條畷市地域介護予防活動支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(交付の時期等)

第16条 補助金は、前条の規定により補助金の額が確定した後に支払うものとする。

2 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、四條畷市地域介

護予防活動支援事業補助金請求書（様式第9号）により、市長に請求するものとする。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は既に交付したものについては期日を定めて返還させることができる。

- （1）規則及びこの要綱等に違反したとき
- （2）不正な行為により補助金の交付を受けたとき
- （3）補助金を目的外又は不当に使用したとき
- （4）補助金の交付条件に違反したとき
- （5）第13条の指示に従わなかったとき
- （6）その他市長が必要と認めるとき

（帳簿等の整備）

第18条 交付決定者は、交付決定事業の施行に関する書類及び帳簿等を整備し、5年間保存しなければならない。

（事業への協力）

第19条 交付決定者は、市及び地域包括支援センターが行う一般介護予防事業に協力するものとする。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、四條畷市地域介護予防活動支援事業補助金交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。